

令和4年度横浜市世界を目指す若者応援事業

「姉妹校等留学プログラム」募集要項

「横浜市世界を目指す若者応援事業」は、高校生の皆さんが海外留学を体験することで、世界の様々な国の人々や文化を理解し、ともに解決する力を養い、国際都市横浜を支える、真にグローバルな人材として育てていただくよう、横浜市が留学にかかる費用の一部を補助する制度です。

この事業は、「世界で活躍する若者の育成に役立ててほしい」という、横浜にゆかりの深い方からいただいた寄附金を元に、「横浜市世界を目指す若者応援基金」を設立したことから始まりました。基金は、今でも多くの個人や企業の方々からの善意により支えられています。

「高校生の留学を応援したい!」というこれらの方々の善意にこたえ、国際社会で活躍する未来を目指し、世界に向けてチャレンジしてみませんか!

1 目的

横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、横浜市内の高校等又は市民団体（以下、「実施団体」という）が市内高校生（注1）を外国の高校等（注2）に派遣する姉妹校等留学プログラム（以下、「プログラム」という）を選定し、世界に視野を広げ、国際社会を舞台に活躍を目指す高校生を支援することを目的とします。

（注1）市内高校生：横浜市内の高校等に在籍している生徒及び横浜市内に在住し横浜市外の高校等に在籍している生徒。ただし、これまでに本事業で補助を受けたことがある者（補助の決定を受け、補助を受ける見込みである者を含む）は対象外とします。

（注2）外国の高校等：外国における正規の後期中等教育機関又は在籍高校等が研修及び留学事業の派遣先として認める機関をいいます。

2 事業主体

横浜市

3 応募資格

応募資格は次に挙げるいずれかとします。

(1) 高校等

市内に所在する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校

校（第1～第3学年）又は専修学校（高等課程）

(2) 市民団体

次に挙げる要件を全て満たす団体

ア 国際交流の分野において、営利を目的とせず、自主的に、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの

イ アの活動を開始後1年以上経過し、次年度以降も継続して活動する見込みがあるもの

ウ 主たる事務所の所在地が市内にあり、かつ、主たる活動を市内で実施しているもの

エ 5人以上の構成員がいるもの

オ 予算・決算を適正に行っているもの

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を定めているもの

キ 次のいずれにも該当しないこと

(ア) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体

(イ) その他、公益を害するおそれのある等の理由から市長が適当でないと認めた団体

4 対象プログラム

本要項3に規定する高校等及び市民団体が実施する海外留学プログラムで、次に挙げる要件を全て満たすもの

(1) 次に定めるプログラム内容

市内高校生が自発的に7日以上外国に在留し、外国の高校等での授業参加や交流等の活動をするもの（注3）

（注3）修学旅行等は市内高校生の自発性による参加ではないため対象とはしません。また、観光等を主な目的とする場合も対象とはしません。

(2) 市内高校生が令和4年4月1日～令和5年3月31日までに出発するもの

(3) 外国の高校等との協力関係及び交流実績に基づき当該外国の高校等に市内高校生を派遣するプログラムで、組織的・継続的な事業実施が見込まれるもの

(4) 外国の高校等に派遣する市内高校生を市内、学内等で幅広く公募し、成績、意欲等に基づき適正に評価・選考するもの

(5) プログラムで派遣された市内高校生が、横浜市の求めに応じて、広く市民に海外研修及び海外留学の成果を発表することに協力するもの

5 募集团体数

10～30プログラム（1プログラムにつき2名までの派遣について申請可）

6 補助金の額

1人につき20万円とします。ただし、本要項7に規定する留学に要する経費（他の団体等から奨学金等の給付を受けている場合、当該奨学金等を差し引いた額）が20万円を下回る場合は、当該額とします。

7 補助対象経費（補助金の対象となるプログラム費用の範囲）

プログラムにかかる次の経費のうち令和5年2月28日（火）までに支払った費用とします。

- (1) 航空運賃（最終目的地までの航空運賃1往復分）
- (2) 空港までの国内交通運賃（1往復分）
※ただし、次に定める定額とします。
 - ・羽田空港の場合 片道 500円
 - ・成田空港の場合 片道 2,000円
- (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用
- (4) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続諸費用（手続代行手数料は除く）
- (5) 外国の高校等に納付する授業料、施設利用費等
- (6) 海外旅行保険料
- (7) 寮費又はホストファミリーに支払うホームステイ等目的地における宿泊にかかる費用
- (8) その他市長が必要と認める経費

※これらの経費には、留学プロジェクトの参加者となるための選考費用（受験料等）並びに留学先での小遣い、事前語学研修費用及びその他学業以外の私的活動に係る費用は含みません。

8 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 横浜市世界を目指す若者応援事業プログラム選定申請書（第1号様式）
 - イ 外国の高校等との協力関係・交流実績を示す書類（第2号様式）
 - ウ 他の団体等から研修又は留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
 - エ 実施団体が市民団体の場合、次に掲げる書類
 - (ア) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）
 - (イ) 市民団体の概要書（第3号様式）
 - (ウ) 役員名簿・会員名簿（第4号様式）
 - (エ) 当該年度の活動計画書（第5号様式）
 - (オ) 当該年度の収支予算書（第6号様式）
 - (カ) 前年度の活動報告書（第7号様式）
 - (キ) 前年度の収支計算書（第8号様式）
- (2) 提出方法
郵送又はご持参ください。
- (3) 提出期限 令和4年6月10日（金）17時15分 必着
- (4) 提出先 横浜市国際局政策総務課 世界を目指す若者応援事業担当
 - 【郵送】〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
 - 【持参】〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎31階

9 選考方法

本要項8（1）により提出された書類について審査し、補助対象となるプログラムを選定します。
※選考の結果は、令和4年7月中旬（予定）にプログラム選定通知書により実施団体に通知します。選定されなかった場合は、結果通知書により、通知します。詳細は応募団体に個別にお知らせします。

10 選定を受けた実施団体とその団体に選考された市内高校生が提出する書類

実施団体として、プログラムに参加する市内高校生のうちから、補助の対象となる市内高校生2名以内を選考し（注4）、横浜市世界を目指す若者応援事業補助対象生徒報告書（第14号様式）を提出してください。あわせて、実施団体の選考を受けた市内高校生は、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業申請書（第9号様式）
- (2) 本要項7に定める経費の額及び経費の支払時期が分かる書類の写し
- (3) 他の団体等から研修又は留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し

本市が審査の上、条件に適合していると認めたときは、当該高校生に対して交付決定通知書により補助交付決定額その他必要な事項を通知します。なお、交付決定通知書は実施団体にお送りします。

（注4）抽選で選考することは不可とします。

11 留学前ガイダンスへの参加

「横浜市世界を目指す若者応援事業」の令和4年度選定団体の皆様へガイダンスを実施します。ガイダンス実施日は別途調整します（例年は9月中旬頃実施）。令和4年度選定団体となった皆様は必ずご参加ください。

12 補助金の交付決定から補助金交付までの手続

補助金の交付の時期で手続が異なりますので、次のページのフローチャートに従って、該当箇所をご確認ください。

※いずれの提出書類も実施団体を介してご提出ください。

実施団体・高校向け

●フローチャート●

本市から高校生宛てに「補助交付決定通知書」（第15号様式）を送付（送付先は実施団体）

補助対象経費の支払い後に補助金の交付を受けようとする場合…

本要項12(1)

高校生・保護者が実施団体と連名で「実績報告書」（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）その他必要書類を提出

本要項12(1)ア

提出期限

- ① 交付決定を受けた後に補助対象経費の支払いを完了した場合
 - ・ 補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
 - ・ 令和5年2月28日（火）
 - 上記のいずれか早い期日
- ② 交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了している場合
 - ・ 補助金の交付決定の日から起算して30日以内
 - ・ 令和5年2月28日（火）
 - 上記のいずれか早い期日

本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」（第20号様式）を送付（送付先は実施団体）

高校生・保護者が「補助金支払請求書」（第21号様式）その他必要書類を提出

本要項12(1)イ、ウ

本市が振込先に補助金を入金

補助対象経費の支払い前に補助金の交付を受けようとする場合…

本要項12(2)

高校生・保護者が「補助金概算払請求書」（第22号様式）その他必要書類を提出

本要項12(2)ア、イ

本市が振込先に補助金を入金

高校生・保護者が実施団体と連名で「実績報告書」（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）その他必要書類を提出

本要項12(2)ウ

提出期限

- ・ 補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
- ・ 令和5年2月28日（火）
- 上記のいずれか早い期日

本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」（第20号様式）を送付（送付先は実施団体）

※補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合、本市から納付書も送付

補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合、高校生・保護者が本市から届いた納付書に基づいて返金（戻入）

上記の流れとは別に、実施団体は、市内高校生が海外留学又は海外研修を修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に

・ 「修了報告書」（第23号様式）

※補助対象の高校生による留学レポートも添付

・ 「事業収支決算書」（第24号様式）

をご提出ください。

本要項13

- (1) 高校生もしくは保護者による補助対象経費の支払い後に、補助金の交付を受けようとする場合、高校生・保護者は次の書類を提出してください。

ア 実績報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）

補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費の支払いを完了したときは、支払完了の日から起算して30日以内又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い期日までに、実績報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）に、補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類、派遣する高校生本人の研修又は留学費用に充当したことを証する書類等）の写しを添付して提出してください。（ただし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了しているときは、補助金の交付決定の日から起算して30日以内又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い期日までに提出してください。）

実績報告書は、補助金の交付決定を受けた高校生・保護者が、必ず実施団体と共同・連名で提出してください。なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。（ただし、本要項7にある「（1）空港までの国内交通運賃（1往復分）」については、領収書ではなく、利用する空港が分かる書類の写しを添付してください）

※提出された実績報告書を基に、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。

<補助額確定通知書受領後の提出書類>

高校生・保護者は、補助額確定通知書の受領後、速やかに次の書類を提出してください。

イ 補助金支払請求書（第21号様式）

振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状を添付してください。

ウ 本市から届いた補助額確定通知書（第20号様式）の写し

※提出された補助金支払請求書を基に、本市から支払を行います。

- (2) 高校生もしくは保護者による補助対象経費の支払い前に、補助金の交付を受けようとする場合、高校生・保護者は次の書類を提出してください。

ア 補助金概算払請求書（第22号様式）

海外研修又は海外留学の実施が確定していることを証する書類を添付してください。また、振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状も添付してください。

なお、補助交付決定額が概算払請求額の上限となります。概算払請求額がこれ以下の場合、概算払請求額の根拠となる書類（見積書等）を添付してください。

イ 本市から届いた補助交付決定通知書（第15号様式）の写し

※提出された補助金概算払請求書を基に、本市から概算払を行います。

＜概算払により補助を受けた後の提出書類＞

ウ 実績報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）

補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内又は令和5年2月28日（火）のいずれか早い期日までに、実績報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第18号様式）に補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類、派遣する高校生本人の研修又は留学費用に充当したことを証する書類等）の写しを添付して提出してください。

実績報告書は、補助金の交付決定を受けた高校生・保護者が、必ず実施団体と共同・連名で提出してください。

なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。（ただし、本要項7にある「（2）空港までの国内交通運賃（1往復分）」については、領収書ではなく、利用する空港が分かる書類の写しを添付してください）

※提出された実績報告書を基に、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。

また、補助対象経費の支払額が概算払請求による受取額以下のときは、補助額確定通知書及び横浜市が送付する納付書に基づき、差額を市に返還してください。

13 海外留学又は海外研修修了後にプログラム実施団体と高校生が提出する書類

市内高校生が海外留学又は海外研修を修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に、実施団体から次の書類を提出してください。提出の際には、高校生が作成した留学レポートや写真を添付してください（動画も可）。レポートは、そのまま横浜市のホームページ等に掲載されます。写真や動画は被撮影者の了解を得たものを使用するなど、公表可能なもののみ添付してください。

- (1) 修了報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第23号様式）
- (2) 高校生による留学レポート（様式は問いません。動画も可）
- (3) 事業収支決算書（第24号様式）

また、成果の発表として以下のような場面で協力いただくことがあります。

【協力内容（例）】

- ・レポートの本市ホームページへの掲載や、基金寄附者への送付
- ・本市主催の国際会議等運営協力
- ・市民向け留学報告会での発表
- ・帰国後のアンケート調査 など

14 補助金交付決定の取消並びに補助金の返還

次の場合、姉妹校等留学プログラムの選定又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、その返還を求める場合があります。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助の対象となる経費が支出されないとき
- (3) 姉妹校等留学プログラムの選定又は補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき
- (4) 横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱の規定及び姉妹校等留学プログラムの選定又は補助の決定に付した条件に違反したとき
- (5) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

15 その他

- (1) 申請等に必要な各種様式は、次のウェブページからダウンロードしてください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/ikusei/jigyo/ouenjigyou.html>
一度提出された書類は返却しません。提出された個人情報は、選定又は補助金交付の選考にのみ利用します。また、書類の保存などその他詳細に関することは、要綱の定めによります。
- (2) プログラムを実施するにあたっては、渡航者の安全面や危機管理について、十分検討してください。
また、今後国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況も刻一刻と変わり得ることに留意し、各政府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握し、滞在先でも十分な感染防止策を講じるほか、感染した場合の現地の医療体制の確認、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、保険加入等を徹底してください。
あわせて、万一渡航先で新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応やケア、支援体制、保護者の了解などを十分確認するなど、生徒の安全確保に万全を期してください。
- (3) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、変更が生じる場合があります。

16 申請書類等の提出先及び問合せ先

横浜市国際局政策総務課 世界を目指す若者応援事業担当
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-4700 FAX:045-664-7145
E-mail: ki-ouenjigyou@city.yokohama.jp

17 スケジュール (予定)

申請書提出締切	6月10日(金) 17時15分 必着
選考結果通知	7月中旬頃
留学前ガイダンス	別途調整予定(例年は9月中旬頃実施)

※上記のほか、帰国者懇談会や留学報告会などにご協力をお願いする予定となっています。